

東京都介護支援専門員更新研修（実務未経験）希望の皆様へ

公益財団法人東京都福祉保健財団

令和4年度第2期 東京都介護支援専門員
更新研修(実務未経験者向け)の受講者の募集について

当財団では、令和4年度第2期東京都介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け）を実施します。更新研修の受講対象となる方で、受講を希望される方は、下記手続きによりお申し込みください。

なお、介護支援専門員として勤務する予定がない方は、更新のための研修を受講しなかった場合、専門員証は失効となりますが、失効後、再研修を修了することで、新たに専門員証の交付を受けることができます。

記

1 実施する研修及びカリキュラム

東京都介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け） カリキュラム内容は 5, 6 頁

2 受講対象者

基準日（令和4年7月1日）現在、①②の全てに該当する方。

- ① 東京都に介護支援専門員の登録をしている方。
- ② 現在の専門員証の有効期間内に、介護支援専門員としての実務経験がない方。

3 受講料及びテキスト送付

(1) 受講料

28,500円

受講決定通知に同封する払込用紙で、払込期日までにお支払いください。

※払込期日は到着から **1週間程度**と短くなっておりますので、御注意ください。

(2) テキストの送付

受講料の払込確認後、研修テキスト等を御自宅に宅配便で送付します。

4 受講申込の手順

(1) 受講コース等は別紙1「令和4年度 第2期 東京都介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け）
日程表」より選択してください。

(2) 受講申込書に記入の上、『簡易書留』で下記送付先まで郵送してください。

(3) 記入した受講申込書はコピーをし、控えとして保管してください。

(4) 受講申込書の提出期限

令和4年7月28日（木曜日） ※当日消印有効

※申込内容の変更は承れません。受講コース等よくお確かめの上、御郵送ください。

送付先

〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル19階
(公財) 東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ更新研修申込係

5 研修実施方法及び提出物

(1) 研修実施方法

本研修は原則、オンラインにより実施します。

また、オンラインでの演習（グループワーク）が難しい方向けに集合研修コースを設けています。

ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、延期や中止となる可能性がありますので、積極的にオンライン研修コースによる受講を御検討ください。なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、集合研修においては受講定員を研修会場の収容可能定員の半数以下に設定し実施します。

**※オンライン研修コースを希望される場合は、Zoomの使用に必要な受講環境を御自身で準備頂きます。
別紙2の「オンライン研修コースについて」を必ず御確認ください。**

(各コースの受講方法)

	講義部分	演習（グループワーク）部分
オンライン研修コース	動画視聴（YouTube）	Zoom
集合研修コース	動画視聴（YouTube）	会場に集合

(2) 講義の動画配信

いずれのコースも動画配信（YouTube）で受講いただく科目があります。動画の視聴には大量の通信が発生するため、スマートフォンまたはタブレットを使用すると、携帯電話会社のデータ容量制限に達する場合があります。また、容量制限を超えて使用した場合、高額の通信費用が発生することがありますので、Wi-Fi環境など、容量制限が発生しない環境での受講を推奨します。

(3) 動画配信講義における提出物

オンライン研修コース、集合研修コースともに、動画配信（YouTube）による講義の中で、講師が出題する課題等に対して、個人学習シートを作成していただく個人学習を実施します。指定の期日までに各自で動画を視聴して学習し、個人学習シートを提出していただきます。（個人学習シート未記入や未提出の場合、研修が未修了になります。）

※提出物の詳細については受講決定者に対し別途お知らせします。

6 受講決定

(1) 受講決定通知の送付

受講決定通知発送予定日：**令和4年8月19日（金曜日）**

申込書記載の御住所に受講決定通知書を郵送します。

※令和4年8月25日（木曜日）になっても受講の可否通知が届かない場合は、御連絡ください。

(2) 受講の決定方法

① 募集定員を超えて受講申込があったときは、介護支援専門員等の資格の特例措置の対象でない再研修の対象者及び、介護支援専門員資格有効期間満了日が近い方（※）を優先し、受講決定いたします。

よって、更新に支障がない場合は、次期以降に実施する研修の受講をお願いすることがあります。その場合は個別に御連絡させていただきます。

※ただし、「介護支援専門員及び主任介護支援専門員資格の特例措置対象者の拡充及び期間の延長について（通知）」（令和3年1月26日付2福保高介第1672号。以下、「特例措置」という。）対象者は、特例措置期間の終了日を資格有効期間満了日とみなします。したがって、特例措置対象外の方（有効期間が令和5年4月1日以降の方）を優先して受講決定する場合があります

特例措置を反映した有効期間が令和7年4月1日以降の方につきましては、次期以降（令和4年度第3期以降）の受講申込についても御検討をお願いいたします。

(例)

申込者	有効期間満了日	(特例措置反映)	優先順位	
A	令和3年4月30日 令和4年6月30日 令和5年3月31日 等	令和6年4月30日 令和7年6月30日 令和8年3月31日 等	3	本来の有効期間満了日は既に過ぎていますが、特例措置を考慮し、優先順位が下がる場合があります。
B	令和5年4月30日	令和5年4月30日 (特例措置対象外)	1	
C	令和5年10月30日	令和5年10月30日 (特例措置対象外)	2	

- ② 第1希望のコースが定員に達した場合は、順次第2希望以降のコースに割り振りさせていただきます。
- ③ 募集の結果、コースの受講希望者が僅少となる場合は、当該コースを実施しない場合があります。
- ④ 定員の超過等により落選する場合は、その旨を通知します。この場合は、お手数ですが、次期以降の研修の募集期間に再度お申込みください。
- ⑤ 通信環境がなく、集合研修コースのみを希望される方は、第1希望に集合研修のコース名を御記入ください。(その場合、第2希望以下は記入不要です。)

7 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い東京都介護支援専門員専門研修及び名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。

なお、お送りいただいた申込書の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

8 受講地の変更

本研修は、東京都に介護支援専門員の登録をしている方を対象としています。他道府県に登録しており、都内事業所等で勤務している方が東京都での受講を希望する場合は、あらかじめ「受講地変更」又は「登録移転(転入)」の手続きが必要です。「受講地変更」及び「登録移転(転入)」は、東京都と登録地道府県での手続きがあり、時間を要します。該当する方は、早めに手続きをしてください。

「受講地変更」又は「登録移転(転入)」の手続きについては、以下の担当に問合せください。

【受講地変更及び登録移転の問合せ先】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当
電話03-5320-4279(直通)

9 その他

- (1) 本研修は、新型コロナウイルス等感染症への対策として、必要な感染予防策を講じた上で実施します。
詳細は東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課発出の別紙3「【受講生の皆様へ】新型コロナウイルス感染症への対応について」を御確認ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の再拡大等が生じた場合は、研修が延期または中止になる可能性がありますのであらかじめ御了承の上、お申込みください。なお、この場合は当財団ホームページでお知らせします。
- (3) 介護支援専門員としての登録事項(氏名・住所)に変更がある場合、別途手続きが必要です。この手続きを行わないと更新申請の書類等が届かなくなりますので、必ず手続きを行ってください。
東京都の登録者は、下記ホームページから手続方法の確認ができます。

【公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ】

https://www.keamane.tokyo.jp/3_touroku.html

「東京 ケアマネ 住所氏名変更」で検索

→「住所・氏名の変更・介護支援専門員証の再交付・新規交付 ... (東京都ホームページ)」
から東京都福祉保健財団ホームページにアクセス

※他道府県の登録者は、登録する道府県のホームページ等を確認してください。

(問合せ先)

(QR コード)

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ担当

電話番号 03-3344-8512

URL <https://www.keamane.tokyo.jp/index.html>



◆問い合わせ受付時間は、月曜日～金曜日（祝日除く。）の8時45分～17時30分です。
受付時間は変更となる場合があります。

◆申込み時期は、電話が大変に混み合う場合がございますので、御了承ください。

* 「介護支援専門員としての実務」とは

次の事業所等で、介護サービス計画等の作成を行うことを指します。

(ショートステイの計画のみの作成をされている方は対象になりません。)

ア 居宅介護支援事業所(ケアプランを作成しない管理者も含む。)

イ (介護予防)特定施設入居者生活介護の事業所

ウ (介護予防)小規模多機能型居宅介護／(介護予防)認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／看護小規模多機能型居宅介護の事業所

エ 介護保険施設 (指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 (介護型療養病床)、介護医療院)

オ 介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所(保健師、社会福祉士、看護師の配置の場合も含む。)

カ 地域包括支援センター(保健師、社会福祉士の配置で、予防プランを作成した場合も含む。主任介護支援専門員は、ケアプランを作成していない場合も含む。)

東京都介護支援専門員更新研修カリキュラム(実務未経験者)

科目	時間数	内 容
○介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義 3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の基本理念を理解し、介護保険制度における利用者の尊厳の保持、自立支援に資するケアマネジメントの役割、ケアマネジメントを担う介護支援専門員に求められる機能や役割に関する講義を行う。 ・介護保険制度の現状と地域包括ケアシステムが求められる背景とその考え方、構築に向けた取組状況に関する講義を行う。 ・介護サービスの利用手続き（要介護認定等に関する基本的な視点と概要）、居宅サービス計画等の作成、保険給付及び給付管理等の仕組みといった一連の関係性についての講義を行う。
○自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義及び演習 6 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの成り立ちや機能について理解するとともに、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて、介護支援専門員としての責務及び業務を理解し、ケアマネジメントの中心的な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・利用者が住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、自立支援のためのケアマネジメントを実践する上で必要な視点を理解する。 ・インフォーマルサービスも活用したケアマネジメントを理解する。 ・利用者を支援する上で、家族を取り巻く環境に留意し、家族に対する支援の重要性や目的を理解する。 ・介護予防支援や、介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントにおいても、基本的な考え方やプロセスは同様であることから、これらも含めた形での講義を行う。
○人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	講義 2 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講義を行う。 ・人権の概念、利用者の尊厳の保持、介護支援専門員の倫理綱領、倫理原則、成年後見制度等に関する講義を行う。 ・ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的な課題とその課題に向き合うことの重要性を理解するための講義を行う。
○介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	講義及び演習 2 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族の支援に際し、チームアプローチの意義を理解するとともに、介護支援専門員には、ケアのマネジメントだけでなく、チームのマネジメントも求められることを認識するための講義を行う。 ・チームアプローチに際し、チームを組成する各職種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける介護支援専門員の役割を理解し、チーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識・技術を修得する。
○地域包括ケアシステム及び社会資源	講義 3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築が求められる背景及び地域包括ケアシステムが目指す姿についての講義を行う。 ・地域包括ケアシステムを構築していく中で介護支援専門員に求められる役割（自立支援に資するケアマネジメント、インフォーマルサービスを含めた社会資源の活用、多職種や地域包括支援センター等との連携、不足している地域資源の提案等）に関する講義を行う。 ・地域包括ケアを実現していくためのケアマネジメントを行う上で、必要な保健・医療・福祉サービスに関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に関して、地域の現状、課題、目指す方向性、社会資源の整備状況等を把握する事が大切であることから介護保険事業計画、地域ケア会議の重要性や内容に関する講義を行う。 ・生活保護制度、障害施策、老人福祉施策、地域ケア会議などの概要について理解するとともに、関連する機関やボランティア等との連携・協力・ネットワークの構築についての講義を行う。
○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	講義 3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・医療との連携に当たって早い段階から連携の重要性を理解し、利用者の医療に係る情報や状態の改善可能性に係る意見等を把握しておく必要があることから、医療機関や医療職からの情報収集の方法等についての講義を行う。 ・医療との連携に当たっての留意点を理解するとともに、介護支援専門員から医療機関や医療職への情報提供の方法及び内容（生活状況、サービスの利用状況等）に関する講義を行う。 ・地域における、在宅医療・介護の連携を推進する役割を担っている機関の概要に関する講義を行う。 ・多職種協働の意義を理解するとともに、多職種間で情報を共有することの重要性を理解し、情報共有に当たり個人情報を取り扱う上での利用者やその家族の同意の必要性についての講義を行う。
○ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義 2 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則、厚生労働省告示、居宅サービス等の運営基準、居宅介護支援等の運営基準に関しその位置付けや業務との関連を俯瞰する講義を行う。（特に、介護支援専門員及びケアマネジメントに関する部分の規定について、業務と関連づけて理解する。） ・事業所の指定取消や介護支援専門員の登録削除などの不適切事例を参考に、ケアマネジメントを実践する上での法令遵守（コンプライアンス）の重要性を認識する為の講義を行う。 ・介護報酬に係る関係告示や通知等の概要についての講義を行う。
○ケアマネジメントの展開 ・基礎理解	講義及び演習 3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントを実践する上で必要な高齢者の生理、高齢者やその家族の心理、住環境や同居者の有無などそれぞれの要素と要素の関係性の重要性に関する講義を行う。 ・それらの関係性を踏まえたアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等への具体的な展開方法など、支援に当たってのポイントを理解する。 ・高齢者本人が望む生活の実現のための意思決定の支援方法について修得する。 ・高齢者の代表的な疾患や症候群別のケアマネジメントを学ぶことの有効性について理解する。
・脳血管疾患に関する事例	講義及び演習 5 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患の分類、症状、後遺症、生活障害の程度と身体機能の関係、廃用症候群との関係性についての講義を行う。 ・脳血管疾患における療養上の留意点や起こりやすい課題についての講義を行う。 ・脳血管疾患の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等、それらを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・脳血管疾患の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点、モニタリングでの視点を理解する。

東京都介護支援専門員更新研修カリキュラム(実務未経験者)

科 目	時間数	内 容
・認知症に関する事例	講義及び演習 5時間	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の器質的障害種類別の原因、症状、改善可能性、症状の進行並びに薬物療法の有効性、留意点及び副作用について理解する。 ・認知症における療養上の留意点、倫理的な対応及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・認知症ケアにおける医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・認知症の事例におけるアセスメントや課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。 ・独居で認知症の要介護者等に対するアプローチの視点や方法を理解する。 ・認知症の要介護者と同居している家族に対する支援や地域への配慮と協働の視点を持ったケアマネジメントの具体的な方法を修得する。 ・認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）に対するアプローチの視点及びケアの手法を理解する。
・筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	講義及び演習 5時間	<ul style="list-style-type: none"> ・筋骨格系疾患の種類、原因、症状、生活をする上での障害及び予防・改善方法や、廃用症候群の原因、生活をする上での障害及び予防・改善方法に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群における療養上の留意点や起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用方法等についての講義を行う。 ・リハビリテーション、福祉用具などを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。
・内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	講義及び演習 5時間	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓の機能不全に係る各疾患・症候群（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）の原因や症状、症状の進行、生活障害の程度と身体機能の関係についての講義を行う。 ・疾患相互の影響、高齢者の生理（生活上の留意点）との関係、療養上の留意点及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・内臓の機能不全に係る疾患・症候群を有する方に対するアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点を理解する。 ・各疾患・症候群における生活習慣を改善するためのアプローチの方法（本人の動機付け、家族の理解の促進等）を修得する。
・看取りに関する事例	講義及び演習 5時間	<ul style="list-style-type: none"> ・看取りのケースについて支援を行う際における介護支援専門員の役割や適切な姿勢についての講義を行う。 ・看取りに関連する各種サービス等の活用方法や、医療職をはじめとする多職種との連携・協働を効果的に行う為のポイントを理解する。 ・看取りに向けた利用者及びその家族との段階的な関わりの変化（生活動作の負担や痛みの軽減、主治医との連携や多職種協働、急変時の基本的な対応等）を認識する。 ・看取りのケースにおいて、在宅生活の支援を行う際の起こりやすい課題を理解し、アセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。
○アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	講義及び演習 5時間	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの研修の中で修得した知識・技術を確認するため、事例に即したアセスメント、ニーズの把握、居宅サービス計画等の作成及びモニタリングを一貫して行うことにより、ケアマネジメントプロセスの理解を深めるとともに、理解が不足しているものがないか自己評価を行う。 ・作成した居宅サービス計画等を原案として、サービス担当者会議の演習を行う。